

一九三一年

(5) タ  
「三重県桑名郡柚井貝塚発見墨書き土器」

(考古学雑誌二一一一)

一九三一年

秋田・払田柵跡

(6) 島田貞彦  
「伊勢国桑名郡柚井貝塚に就いて」(考  
古学雑誌二一一〇)

一九三一年

(7) 三重県教育委員会

「柚井の遺跡」(『三重考古図録』)

一九五四年

(8) 鈴木敏雄  
『三重県考古誌考 1 桑名郡多度町柚  
井貝塚誌考 全』(三重県郷土資料叢書33)

一九七一年

(柴原永遠男)

- 1 所在地 秋田県仙北郡仙北町(旧高梨村)大字払田・同郡千畠村本堂城廻
- 2 調査時期および機関・担当者  
一九三〇年(昭5)藤井東一
- 同年一〇月、文部省・上田三平

3 遺跡の種類 城柵跡

4 遺跡の年代 平安時代

5 木簡出土時期 (1)(2)一九三〇年、(3)一九七二年(昭47)一〇月

6 木簡の釈文および出土の事情等

(1) ×□件 繕請取閏四月廿六日寺書生仙氏監」  
〔右カ〕

七寸三分五厘×八分×一分五厘

(2) 「飽海郡隊長解 申請□□□□□」 294×29×7 011

・「六月十二日 隊長春日旅 □」

(3) ×□十火 大糧二石八斗八升  
(153)×23×5 019

・×□二斗八升二合

(1)は現在所在不明だが、上田三平氏の報告によると、長森丘陵北部の「ホイド井泉趾」から東へ約二~三尺はなれた土中より発見された。中央よりやや下方で二片に分離し、上端が少しく欠け、文字

1977年以前出土の木簡(一)

面の両側に面取りを施している。墨書は、月日の下の記名は甚だ削落して読み難いが、上方の「襦請取」は極めて明確であるという。

下から五字目は、上田氏の報告では「寿」と読まれていたが、最近発見された、昭和十三年四月十八日付後藤宙外氏の手紙に付された「払田柵址より出土の木簡写」の見取図により、「書」である可能性がきわめて強くなつた。また、この図によると、下から二字目と三字目の間は、他と比べてややあいており、墨痕らしきものが記されている。なお、右書状に、「高梨村払田後藤十兵衛(今東市)の孫某少年の採集せるもの也」とある点は注意される。

(2)は、藤井東一氏の報告によると、一九三〇年九月七日の「厨清水」(ホイド井泉跡)脇の調査によつて、「鐵悔」「厨家」「厨」などの文字のある墨書土器多数とともに出土したものである。長らく行方不明であつたが、一九七六年に自然乾燥状態で発見され、右のように解読された。「飽海郡」は出羽国の郡名、「隊長」は隊正・五十長に同じか。

(3)は、一九七二年一〇月、「ホイド清水」で表面採集されたもの。材質はスギの柾目で、上半部を欠いている。現在は自然乾燥状態。「火」は兵士一〇人で編成される單位。

## 7 関係文献

上田三平 『指定史蹟払田柵址』高梨村史蹟保存

会 藤井東一 「払田柵」(秋田考古会々誌一―四)

一九三一年

上田三平 「払田柵址」(史蹟精査報告第三、払田柵址・城輪柵址)

一九三八年

滝川政次郎

「短冊考——払田柵址出土の木札について——」(古代学七一二)のち『法制史論叢第四冊、律令諸制及び令外官の研究』所収

一九五八年

奈良修介・豊島昂 『秋田県の考古学』

一九六七年

新野直吉 「払田柵址から新出土の木簡」(秋大史

学二〇)

一九七三年

平川南 「秋田県払田柵跡・岩手県胆沢城跡・同落合遺跡出土の木簡」(第一回木簡研究集会記録)

一九七六年

「東北地方出土の木簡—払田柵跡・胆

一九七九年

沢城跡—」(第三回木簡研究集会記録)

一九七九年

(柴原永遠男)

藤井東一

「払田柵」(秋田考古会々誌一―四)

一九三一年